

確定申告書の記入見本（A様式の場合）

会社員 松山 三郎さんのケース
家族構成 妻、子供2人
収入 給与収入（年末調整済）
ふるさと納税の額 4万円

確定申告書A (平成27年分)

住所: 東京都千代田区平河町2丁目4-1
氏名: 松山 三郎
生年月日: 3370207
職業: 会社員

収入金額等: 給与 780,000円
所得金額: 給与 582,000円
社会保険料控除: 800,000円
基礎控除: 38,000円
合計: 237,000円

税額計算: 課税される所得金額 344,900円
上②に対する税額 26,230円
復興特別所得税額 5,508円
合計 31,738円

確定申告書A (平成27年分)

住所: 東京都千代田区平河町2丁目4-1
氏名: 松山 三郎
生年月日: 3370207
職業: 会社員

所得の内訳: 給与 780,000円
所得の合計 780,000円
社会保険料控除 800,000円
基礎控除 38,000円
合計 237,000円

税額計算: 課税される所得金額 344,900円
上②に対する税額 26,230円
復興特別所得税額 5,508円
合計 31,738円

申告に必要な添付書類は、27年分の給与所得の源泉徴収票(原本)とふるさと納税の「領収書」または「寄附金受領証明書」です。

<<添付書類>>

<27年分の源泉徴収票>

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

東京千代田区平河町2丁目4-1
〇〇〇マンション 501号

氏名: 松山 三郎
給与・賞与: 7,800,000円
源泉徴収税額: 275,500円

<ふるさと納税の領収書>

郵便局

振替払込請求書兼受領証

松山市会計管理者
金額: 40,000円
住所: 東京都千代田区平河町2丁目4-1
氏名: 松山 三郎
内容: 松山市ふるさと納税寄付金

銀行

納付書兼領収書

松山市ふるさと納税寄付金
金額: 40,000円
住所: 東京都千代田区平河町2丁目4-1
氏名: 松山 三郎
内容: 松山市ふるさと納税寄付金

所得税における寄附金控除は所得控除となっており、以下のように計算します。

寄附金控除額 寄附金の額 と 総所得金額等の合計額の40% のどちらか低い額ー2,000

松山 三郎さんの場合は
寄附金の額 40,000円 と 総所得金額等の合計額 5,820,000円 × 40%
を比較して40,000円の方が小さいので40,000円から2,000円を差し引いた
38,000円が三郎さんの寄附金控除の額となります。

住民税における寄附金控除は従来からある基本控除と、20年度から創設された特例控除があります。
それぞれ以下のように計算します。

(基本控除) = (寄附金全体の額 - 2,000円) × 10%
(特例控除) = (ふるさと納税の額 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率(※①) × 1.021(※②))
※①所得税の限界税率とは、寄附者に適用される所得税の最も高い税率(0~40%)です。三郎さんの場合、
所得税の課税標準額が330万円を超え695万円以下の円なので20%となります。
※②平成25年度から復興特別所得税(所得税額の2.1%)が加算されることとなりました。

松山三郎さんの場合、基本控除が3,800円、特例控除が26,440円となります。
※特例控除は住民税所得割の2割を上限とし、
寄附金控除の対象となる寄附金は、総所得金額等の30%が限度額となっています。

寄附金の内訳を記入する欄で、ふるさと納税額40,000円は「都道府県、市区町村分」に記入します。

寄附金 都道府県、市区町村分 40,000円 条 例 都道府県
税額控除 住所の共同募金会、日赤支部分 指定分 市区町村

ふるさと納税以外に寄附金がある場合は、それらの内訳も記入してください。